

【農地法第4・5条転用許可申請提出書類一覧】

令和7年8月18日作成

長瀬町農業委員会

- 申請書 4条は3枚、5条は4枚(※本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。)

以下の書類は2部提出(※1部はコピー可。)

- 定款または規約 (※申請者が法人又は団体の場合。個人の場合は不要。)
- 法人登記簿謄本 (※申請者が法人又は団体の場合。個人の場合は不要。)
- 土地の登記事項証明 (※全部事項証明。)
- 資金調達計画書
 - 見積書
 - 資力及び信用があることの証明書類 (※預金残高証明書または融資証明書等。)
- 事業計画書 (※転用の目的が専用住宅以外の場合。)
- 設置・建設に係る資料 (※転用目的が「資材置場」・「駐車場」・「農業用倉庫」等の場合。)
 - 図面 (※建築物及び工作物を伴う場合は、「平面図」、「立面図」。駐車場等は、造成に係る図面。)
 - 地番図 (※公図等。)
 - 配置図 (※公図の写し等に記入。)
 - 位置(案内)図 (※場所がわかる地図。)
 - 経済産業省の認定通知書 (※太陽光発電施設への転用の場合。)
 - 東電からの接続契約締結通知 (※太陽光発電施設への転用の場合。)
- 同意書
- 始末書 (※追認の場合。)
 - 現況写真 (※追認の場合または転用目的が植林の場合。)
 - 当該事業に関連する取水又は排水につき、水利権者、漁業権者その他関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証明する書面
 - 宅建免許(宅地建物取引業免許)の写し (※転用目的が建売住宅の場合。)
 - 競売もしくは公売、又は遺贈等の単独行為による場合は、その旨を証明する書面
 - 委任状 (※行政書士等の代理人が農地法の許可申請を行う場合。)
- 印の付いている書類は事務局に様式があります。

留意事項

- 1 農業振興地域内の農用地（青地）は、転用できません。事前に事務局へ確認をお願いします。
- 2 上記1の農用地（青地）を転用目的で農振農用地から除外した場合は、農振除外面積と転用申請面積を、必ず一致させて下さい。
- 3 他法令に基づく許認可が出ない場合は、転用許可も出ません。他法令に係る申請手続きも同時に進めて下さい。
例：建築基準法（建設課）、長瀬町開発行為等に関する指導要綱（建設課）、
埼玉県立自然公園条例（町民課）、文化財保護法（教育委員会）。
- 4 転用の目的が一般専用住宅の場合、転用可能面積は500㎡、太陽光発電施設（発電量50kw未満）の場合、転用可能面積は1,000㎡がそれぞれ上限となります。
- 5 申請書の受付は、毎月1～10日の平日です。10日が祝祭日の場合は翌開庁日です。
- 6 申請書の様式は県内共通です。インターネットで様式がダウンロードできます。
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0901/nouten.html>)
- 7 土地の登記事項証明で、抵当権・根抵当権が設定されている場合は、抵当・根抵当権者の承諾書を、仮登記が設定されている場合は、抹消後に申請、又は設定者の抹消承諾書を添付してください。
- 8 地番図は、転用申請地を表示し、隣接地の地目・所有者を表示してください。
- 9 配置図は、建設しようとする建物または施設の面積・位置及び施設物間の距離を表示してください。
- 10 位置(案内)図は、転用申請地の位置及び付近の状況を表示してください。
- 11 同意書とは次のとおりです。
 - ・隣接する農地の所有者の同意書。
 - ・所有権以外の権限に基づいて申請する場合の所有者の同意書。
 - ・申請に係る農地等に賃借権等に基づく耕作者がいる場合、その同意書。
- 12 事務局から内容等について確認する場合があるので、連絡先を申請書提出時に教えてください。
- 13 従前までの自署または記名押印された申請書でも差し支えありません。（※本人確認は省略、）
- 14 申請書等の補正により訂正等が生じた場合は訂正した者の署名をする。